

施術所・出張施術業

開設等の手引き

（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう，柔道整復）

水戸市保健所

保健総務課 医事薬事室

（令和7年 10月）

目次

1 開設時の注意

- (1) 手続きにあたって・・・・・・・・・・ 1
- (2) 施術所の構造設備基準について・・・・ 1
- (3) 施術所の広告できる事項について・・・・ 2

2 施術所

- (1) 開設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 休止・再開・廃止・・・・・・・・・・ 4

3 出張施術業

- (1) 開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) 変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (3) 休止・再開・廃止・・・・・・・・・・ 5

4 滞在施術業務・・・・・・・・・・・・ 5

1 開設時の注意

(1) 手続きにあたって

水戸市内に施術所を開設した者や、出張による業務を開始した者は事後10日以内に水戸市保健所に届け出る必要があります。また、開設後の従事者の変更や、施術所の廃止等の際にもそれぞれ届け出る必要があります。

○届出の手数料はかかりません。

○届出の控えについては、保健所提出分以外に必要な部数をご持参ください。

○担当者が不在で対応できない場合もありますので、恐れ入りますが、来所の際はあらかじめご連絡ください。

○届出の様式は、水戸市保健所のホームページからダウンロード出来ます。

※あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう（以下「あはき」）と柔道整復では、様式が異なりますのでご注意ください。

手続き窓口：水戸市保健所保健総務課 医事薬事室 医事担当
月～金（祝日を除く） 8：30～17：15
（水戸市保健所北庁舎2階：TEL 243-7329）

(2) 施術所の構造設備基準について

施術所は、あはき法施行規則、柔道整復師法施行規則により以下の通り構造設備基準が設けられております。その他にも確認事項がありますので、新規開設の際は図面等の構造設備が分かるものをご持参のうえ、事前にご相談ください。

構造設備	施術室	6. 6㎡以上の専用の施術室を有すること
		室面積の1／7以上に相当する部分を外気に開放できるか、これに代わる適当な換気装置があること（ドアは開放面積に含まない）
		施術に用いる器具、手指の消毒設備を有すること
	待合室	3. 3㎡以上の待合室を有すること
衛生上必要な措置	常に清潔に保つこと	
	採光、照明及び換気を充分にすること	

(3) 施術所が広告できる事項

施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項以外の事項については広告をしてはなりません。(あはき法第7条第1項、柔整法第24条第1項)

また、広告可能な事項についても、その内容は施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはなりません。(あはき法第7条第2項、柔整法第24条第2項)

あはき法第7条第1項
1 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所 2 業務の種類(あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう) 3 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項 4 施術日又は施術時間 5 その他厚生労働大臣が指定する事項(平成11年3月29日 厚労省告示第69号) ・ もみりようじ、やいと、えつ、小児鍼(はり) ・ 施術所開設届を所在地の都道府県知事等に届け出ている旨 ・ 医療保険療養費支給申請ができる旨 (申請については医師の同意が必要な旨を明記する場合に限る。) ・ 予約に基づく施術の実施 ・ 休日又は夜間における施術の実施 ・ 出張による施術の実施 ・ 駐車設備に関する事項
柔整法第24条第1項
1 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所 2 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項 3 施術日又は施術時間 4 その他厚生労働大臣が指定する事項(平成11年3月29日 厚労省告示第70号) ・ ほねつぎ(又は接骨) ・ 施術所開設届を所在地の都道府県知事等に届け出ている旨 ・ 医療保険療養費支給申請ができる旨(脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。) ・ 予約に基づく施術の実施 ・ 休日又は夜間における施術の実施 ・ 出張による施術の実施 ・ 駐車設備に関する事項

2 施術所

(1) 開設

施術所を開設した者は、開設後10日以内に「施術所開設届出書」を提出してください。開設者を変更した場合や施術所を移転した場合も開設届の提出が必要です。添付書類は以下の通りです。

添付書類	注意事項
開設者及び施術者全員分の本人確認ができる書類の写し	運転免許証, パスポート等本人確認ができるもの ※原本照合を行いますので写しだけでなく <u>原本</u> をご持参ください
施術者全員分の資格免許の写し	※原本照合を行いますので写しだけでなく <u>原本</u> をご持参ください
施術所の平面図	各室の用途, 寸法および面積(メートル単位), 窓の外気開放面積を示したもの 施術用ベッドや機器類の位置が分かるもの
施術所の周辺図	施術所の場所が分かるもの
登記事項証明書または定款	開設者が法人の場合のみ

※やむを得ず、施術者の資格免許と本人確認書類の原本が持参出来ない場合は、開設者が責任をもって原本証明をした写しをご持参ください。

(2) 変更

開設届出事項に変更が生じた場合は、変更後10日以内に「施術所届出事項変更届出書」を提出してください。

変更の届出が必要になる場合と添付書類は以下の通りです。

変更事項	添付書類
施術者に変更があった場合	新たに従事する施術者の資格免許証の写し ※原本照合を行いますので写しだけでなく <u>原本</u> をご持参ください
	新たに従事する施術者の運転免許証, パスポート等本人確認ができるもの ※原本照合を行いますので写しだけでなく <u>原本</u> をご持参ください
構造設備に変更があった場合	変更前と変更後のそれぞれの図面

個人開設者の氏名・住所に変更があった場合	運転免許証，パスポート等の写し（現在の氏名や住所が確認できるもの）
法人開設者の名称・所在地に変更があった場合	定款，登記事項証明書等の現在の法人名称・所在地が確認できるもの
施術所の名称	なし
業務の種類	なし

※やむを得ず，施術者の資格免許と本人確認書類の原本が持参出来ない場合は，開設者が責任をもって原本証明をした写しをご持参ください。

（３）休止・再開・廃止

施術所を休止・再開・廃止した場合は，それぞれ１０日以内に「施術所休止（再開・廃止）届出書」を提出してください。開設者を変更した場合や施術所を移転した場合は，前の施術所について廃止の届出が必要になります。

なお，届出提出時に開設者の本人確認を行いますので，運転免許証等の身分証明書をお持ちください。

※開設者死亡による廃止の場合は，届出書を提出いただく方の本人確認をさせていただきます。

３ 出張施術業（あはきのみ）

（１）開始

水戸市内在住の施術者が，専ら出張のみによってその業務に従事する時は，業務開始後１０日以内に「出張施術業務開始届出書」を提出してください。

なお，既に施術所を開設された方が施術所より出張業務を行う場合，別途手続きを行う必要はありません。

添付書類	注意事項
施術者の本人確認ができる書類の写し	運転免許証，パスポート等本人確認ができるもの ※原本照合を行いますので写しだけでなく <u>原本</u> をご持参ください
施術者の資格免許の写し	※原本照合を行いますので写しだけでなく <u>原本</u> をご持参ください

（２）休止・再開・廃止

出張施術業を休止・再開・廃止した場合は、それぞれ１０日以内に「出張施術業務
休止（再開・廃止）届出書」を提出してください。

なお、届出書提出時に開設者の本人確認を行いますので、運転免許証等の身分証明
書をお持ちください。

※施術者死亡による廃止の場合は、届出書を提出いただく方の本人確認をさせてい
たいただきます。

４ 滞在施術業務（あはきのみ）

水戸市外にお住まいの施術者が水戸市に滞在してあはきの業務を行う場合は、事前
の届出が必要です。添付書類は以下の通りです。

添付書類	注意事項
施術者全員分の本人確認ができる書類 の写し	運転免許証, パスポート等本人確認ができるもの ※原本照合を行いますので写しだけでなく原本 をご持参ください
施術者全員分の資格免許の写し	※原本照合を行いますので写しだけでなく原本 をご持参ください
施術場所の平面図	各室の用途, 寸法および面積（メートル単位）を 示したもの 施術用ベッドや機器類の位置が分かるもの
施術場所の周辺図	施術所の場所が分かるもの